

**一般社団法人北海道中小企業家同友会とかち支部と
学校法人帯広大谷学園帯広大谷短期大学との包括連携に関する協定書**

一般社団法人北海道中小企業家同友会とかち支部（以下「甲」という。）と学校法人帯広大谷学園帯広大谷短期大学（以下「乙」という。）は、包括連携に関し、次のとおり本協定を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、甲及び乙が、相互の連携・共同のもとに、広く地域の課題解決に取り組むこと、地域の活性化に取り組むこと、また、その過程に学生の教育課程を連動させることで、地域の課題解決並びに学生の地域企業への理解促進、就職定着促進などの学習成果を向上させることを通じて、地域社会への貢献、産学連携や振興に寄与することを目的とする。

(連携事項)

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について相互に協力し、連携する。

- (1) 地域の課題解決に関する事項
- (2) 学生への地域企業理解促進のためのアクティブ・ラーニングに関する事項
- (3) 産学連携に関する事項
- (4) 地域の活性化に関する事項
- (5) 短期インターンシップに関する事項（1ヶ月未満の期間）
- (6) 長期インターンシップに関する事項（1ヶ月以上の期間）
- (7) 地域企業の社員教育に関する事項
- (8) その他、両者が合意する連携事業に関する事項

(実施方法)

第3条 前条に定める連携事項の具体的な実施については、その都度甲及び乙で協議の上、実施するものとする。

2 本協定に定める連携事業の実施に当たっての具体的連携機関に、甲の会員企業等を含めることができるるものとする。ただし、甲及び乙の承認を得るものとする。

(連携連絡会議の設置)

第4条 第2条に定める連携事項を円滑に進めるため、甲及び乙で協議の上、「連携連絡会議」を設置するものとする。

2 連携連絡会議の詳細については、甲及び乙で協議の上、別に定める。

(有効期間)

第5条 本協定は、協定締結の日から発効し、有効期間は3年間とする。ただし、本協定の有効期間満了の日から2か月前までに、甲及び乙のいずれからも申し出のないときは、さらに1年間更新するものとし、その後も同様とする。

(その他)

第6条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項について疑義が生じた場合については、甲及び乙で協議の上、定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自1通を保有する。

2017(平成29)年 4月 1日

甲

帯広市東2条南5丁目1番地
一般社団法人 北海道中小企業家同友会
とかち支部 支部長

松本健一



乙

河東郡音更町希望が丘3番地3
学校法人 帯広大谷学園
帯広大谷短期大学

田中厚一

